

著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人物理探査学会（以下「本学会」という。）に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、論説、技術報告、講座、解説、資料、論評、ニュース記事、本学会が主催又は共催する学術講演会、国際シンポジウムなどに投稿される講演論文、プロシーディングス原稿等及び本学会が主催する各種セミナー、講習会などで使用することを目的として作成されたすべての解説、資料。以下合わせて論文等という。）の著作権の取扱いに関して取り決めるものである。

(著作権の帰属)

第2条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。以下同じ。）は、本学会に最終原稿が受理された時点から原則として本学会に帰属する。

- 2 特別な事由により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口宛に文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。
- 3 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第3条 著作者は、以下の各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) 要旨、アブストラクトのみ抽出しての利用
- (4) 前各号を他の学会の目的・活動に沿った利用に伴う改変

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、適当と認めたものについて要請に応じることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

- 2 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れる。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対して、本学会はこれに異議申立て、もしくは妨げることをしない。

- 2 著作者が著作物を利用する場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版に関わる著作権を明記することとする。
- 3 論文等のうち、本学会が査読の学会誌への採録を決定して最終原稿を受領し

たものおよび会誌記事については、著者は他の学会に投稿することはできない。

- 4 著者が学術講演会、国際シンポジウム等の講演論文を論文化するにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著者の申請が正当な理由によるものと認められたときは、当該研究報告等の著作権を著者に返還する。ただし、当該著者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項（第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等）を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本学会への利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等と紛争が生じた場合は、本学会は当該著者と協力して、解決を図るものとする。
- 5 著者は、投稿し、受理された論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、同条第2項に従い著者個人のWebサイト（著者所属組織のサイトを含む。以下同じ。）において自ら創作した著作物を掲載することができる。

（例外的取扱い）

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあるときは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

（著作権侵害および紛争処理）

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著者が対応について協議し、解決を図るものとする。

- 2 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著者が一切の責任を負う。

（規則の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

平成21年1月23日改定